

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月八日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

<p>路線名</p>	<p>川越所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川越市新宿町三丁目一番三一地先から 同市新宿町三丁目一番四地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年三月八日</p>
<p>備考</p>	<p>交差点改良工事による。 平成二十五年八月二日埼玉県川 越県土整備事務所長告示第二十 二号で告示した道路区域の一部供 用開始である。 延長六七・八〇メートル</p>